

次世代育成支援対策推進法に基づく  
熊本県社会福祉事業団一般事業主行動計画

当事業団では、子育てを行う職員をはじめ、すべての職員が心身の健康及び仕事と生活のバランスを保つために、働きやすい環境を整えることによって、その能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定します。

1 計画期間

平成30年9月1日～平成33年8月31日（3年間）

2 目標と対策

(1) 年次有給休暇の取得の促進

〈対策〉計画的な業務計画により、月に1日以上取得するよう努める。

(2) 時間外勤務の縮減

〈対策〉各施設の状況に応じ、計画的な業務実施や定期的にノー残業デーを設けるなど、時間外勤務を削減する。

(3) 育児休業等の取得の推進

〈対策〉職員に対し、就業規則に定める産前産後休暇、育児時間、育児休業、育児休業等に関する規程に定める育児短時間勤務及び子の看護休暇、雇用保険法に基づく育児休業給付等の制度を周知し、利用促進を図る。

(4) 職場体験等の受入れの促進

〈対策〉地域の学校、専門学校、大学等と連携し、職場体験学習やインターンシップの受入れを業務に支障のない範囲で積極的に推進する。